

業務方法書の一部改正について

1 業務方法書 (平成16年5月6日通知)

(下線部変更)

新	旧
<p>(清算資格の取得手続の履行)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項に規定する資格取得申請者については、前条第3項の規定により当社が指定した期日の前日までDVP参加者とみなして、第17条、第18条、第21条第2項、第39条、第39条の2、第41条、第43条(第1項第1号を除く。)、<u>第46条第2項</u>、第50条(第2項中の受入予定証券完了請求に係る部分を除く。)、第7章(第54条を除く。)、第8章、第11章(第72条第1項第1号及び第2号を除く。)、第13章及び第14章の規定を適用する。</p> <p>(DVP 決済業務責任者)</p> <p>第15条 DVP参加者は、この業務方法書に基づく当社との間の決済に係る業務の統括に当たらせるため、その役員又は従業員のうちからDVP 決済業務責任者1人を選任し、当社が定めるところにより、<u>あらかじめ</u>当社に届け出なければならない。</p> <p>(DVP口座)</p> <p>第43条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>(清算資格の取得手続の履行)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項に規定する資格取得申請者については、前条第3項の規定により当社が指定した期日の前日まで DVP 参加者とみなして、第17条、第18条、第21条第2項、第39条、第39条の2、第41条、第43条(第1項第1号を除く。)、第50条(第2項中の受入予定証券完了請求に係る部分を除く。)、第7章(第54条を除く。)、第8章、第11章(第72条第1項第1号及び第2号を除く。)、第13章及び第14章の規定を適用する。</p> <p>(DVP 決済業務責任者)</p> <p>第15条 DVP参加者は、この業務方法書に基づく当社との間の決済に係る業務の統括に当たらせるため、その役員又は従業員のうちからDVP 決済業務責任者1人を選任し、当社が定めるところにより、当社に届け出なければならない。</p> <p>(DVP口座)</p> <p>第43条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 DVP 参加者が機構の定めるところに従い機構に対して対象有価証券に係る口座の保留残高の設定 (変更を含む。以下この条において同じ。)</u></p>

(DVP振替請求)

第44条 (略)

2 当社は、前項の DVP 振替請求（担保指定証券 DVP 決済指図に基づく DVP 振替請求を除く。）に併せて、機構に対し、機構 DVP 口座から当該渡方 DVP 参加者口座への振替の請求を行うものとする。この場合において、当該振替の請求は、当該 DVP 振替請求に係る清算対象取引が振替実行条件を充足した時点における当該 DVP 振替請求に基づき機構が振り替えるべき口座残高から渡方 DVP 参加者口座の残高を控除した数量について、当社の定める順序及び数量で当該渡方 DVP 参加者から第49条第1項に規定する受入予定証券完了請求及び第58条第5項に規定する担保指定証券解除請求が行われたものとみなして、口座簿（振替口座簿又は外国株券等振替口座簿をいう。以下同じ。）への所要の記載の直前に、口座簿に、機構 DVP 口座に係る所要の記載をし、かつ、当該渡方 DVP 参加者口座に係る所要の記載を行うことを条件とするものとする。

3 (略)

を行った場合には、同時に、当社は、当該保留残高を限度として、機構 DVP 口座のうち当該 DVP 参加者の当該口座に係る受入予定証券残高（当社が貸株担保分として管理する受入予定証券に係る残高を除く。）及び振替対象担保指定証券残高を対象とする保留残高の設定を行うこととする。この場合において、機構 DVP 口座において保留残高の対象となっている残高（以下「実保留残高」という。）については、機構の定めるところに従い、当該 DVP 参加者の当該口座における実保留残高として取り扱う。

(DVP振替請求)

第44条 (略)

2 当社は、前項の DVP 振替請求（担保指定証券 DVP 決済指図に基づく DVP 振替請求を除く。）に併せて、機構に対し、機構 DVP 口座から当該渡方 DVP 参加者口座への振替の請求を行うものとする。この場合において、当該振替の請求は、当該 DVP 振替請求に係る清算対象取引が振替実行条件を充足した時点における当該 DVP 振替請求に基づき機構が振り替えるべき口座残高から渡方 DVP 参加者口座の残高（機構の定めるところに従い、区分管理証券として指定されている残高及び実保留残高を除く。第50条第2項において同じ。）を控除した数量について、当社の定める順序及び数量で当該渡方 DVP 参加者から第49条第1項に規定する受入予定証券完了請求及び第58条第5項に規定する担保指定証券解除請求が行われたものとみなして、口座簿（振替口座簿又は外国株券等振替口座簿をいう。以下同じ。）への所要の記載の直前に、口座簿に、機構 DVP 口座に係る所要の記載をし、かつ、当該渡方 DVP 参加者口座に係る所要の記載を行うことを条件とするものとする。

3 (略)

<p>(振替実行条件)</p> <p>第45条 当社が清算対象取引に基づく債務の引受けを行うために清算対象取引ごとに充足すべき条件（以下「振替実行条件」という。）については、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める条件を内容とするものとする。ただし、金額調整指図に基づく債務の引受けに係る振替実行条件は、第2号b及びcに定めるものに限る。</p> <p>(1) 対象有価証券の残高に係る条件</p> <p>a (略)</p> <p>b 渡方 DVP 参加者の振替対象証券残高（次の（a）及び（b）に掲げる残高の合計残高から（c）に掲げる残高を控除した残高をいうものとする。以下同じ。）が、当該清算対象取引に係る DVP 振替請求により振り替えられるべき口座残高以上あること。</p> <p>(a) 渡方 DVP 参加者口座の残高</p> <p>(b) (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>(c)</u> (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(充当振替請求)</p> <p>第50条 当社は、DVP 参加者の口座について、他の口座（機構 DVP 口座を除く。）への振替の請求又は口座の有価証券の数量に応じた有価証券</p>	<p>(振替実行条件)</p> <p>第45条 当社が清算対象取引に基づく債務の引受けを行うために清算対象取引ごとに充足すべき条件（以下「振替実行条件」という。）については、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める条件を内容とするものとする。ただし、金額調整指図に基づく債務の引受けに係る振替実行条件は、第2号b及びcに定めるものに限る。</p> <p>(1) 対象有価証券の残高に係る条件</p> <p>a (略)</p> <p>b 渡方 DVP 参加者の振替対象証券残高（次の（a）及び（b）に掲げる残高の合計残高から（c）<u>及び（d）</u>に掲げる残高の合計残高を控除した残高をいうものとする。以下同じ。）が、当該清算対象取引に係る DVP 振替請求により振り替えられるべき口座残高以上あること。</p> <p>(a) 渡方 DVP 参加者口座の残高<u>（機構の定めるところに従い区分管理証券として指定されている残高を除く。）</u></p> <p>(b) (略)</p> <p><u>(c) (a)の渡方 DVP 参加者口座の実保留残高（第43条第3項の規定により当該渡方 DVP 参加者の実保留残高とみなされるものを含む。）</u></p> <p><u>(d) (略)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(充当振替請求)</p> <p>第50条 当社は、DVP 参加者の口座について、他の口座（機構 DVP 口座を除く。）への振替の請求、<u>口座の有価証券の数量に応じた有価証券</u></p>
---	---

券の交付の請求（以下「振替・交付請求」という。）が機構に対して行われた際に、併せて、機構に対し、機構 DVP 口座から当該 DVP 参加者の口座への振替の請求（以下「充当振替請求」という。）を行うものとする。

2 前項の充当振替請求は、当該振替・交付請求が対象有価証券の残高に係る条件を充足した時に、当該振替・交付請求に基づき機構が振り替えるべき又は交付すべき口座残高の数量から当該 DVP 参加者の口座の残高を控除した数量について、機構 DVP 口座から当該 DVP 参加者の口座への振替を行った際の当該 DVP 参加者ごとの余裕値が負の数にならないときに、当社の定める順序及び数量で当該 DVP 参加者から受入予定証券完了請求及び第 58 条第 5 項に規定する担保指定証券解除請求が行われたものとみなして、当該振替・交付請求に係る口座簿への所要の記載の直前に、口座簿に、機構 DVP 口座に係る所要の記載をし、かつ、当該 DVP 参加者の口座に係る所要の記載を行うことを条件とするものとする。

3 第 45 条第 1 項第 1 号の規定は、前項の対象有価証券の残高に係る条件について準用する。この場合において、「DVP 振替請求」とあるのは「振替・交付請求」と、「渡方 DVP 参加者」とあるのは「DVP 参加者」と、「渡方 DVP 参加者口座」とあるのは「DVP 参加者の口座」と読み替えるものとする。

（相手先を指定する担保指定証券の預託）

第 59 条の 2 （略）

（削る）

の交付の請求又は区分管理証券の指定の請求（以下「振替・交付・指定請求」という。）が機構に対して行われた際に、併せて、機構に対し、機構 DVP 口座から当該 DVP 参加者の口座への振替の請求（以下「充当振替請求」という。）を行うものとする。

2 前項の充当振替請求は、当該振替・交付・指定請求が対象有価証券の残高に係る条件を充足した時に、当該振替・交付・指定請求に基づき機構が振り替えるべき、交付すべき又は指定すべき口座残高の数量から当該 DVP 参加者の口座の残高を控除した数量について、機構 DVP 口座から当該 DVP 参加者の口座への振替を行った際の当該 DVP 参加者ごとの余裕値が負の数にならないときに、当社の定める順序及び数量で当該 DVP 参加者から受入予定証券完了請求及び第 58 条第 5 項に規定する担保指定証券解除請求が行われたものとみなして、当該振替・交付・指定請求に係る口座簿への所要の記載の直前に、口座簿に、機構 DVP 口座に係る所要の記載をし、かつ、当該 DVP 参加者の口座に係る所要の記載を行うことを条件とするものとする。

3 第 45 条第 1 項第 1 号の規定は、前項の対象有価証券の残高に係る条件について準用する。この場合において、「DVP 振替請求」とあるのは「振替・交付・指定請求」と、「渡方 DVP 参加者」とあるのは「DVP 参加者」と、「渡方 DVP 参加者口座」とあるのは「DVP 参加者の口座」と読み替えるものとする。

（相手先を指定する担保指定証券の預託）

第 59 条の 2 （略）

2 相手先指定担保指定証券を預託した DVP 参加者は、当社に対し、当該 DVP 参加者ごとの余裕値が負の数にならない場合に限り、当該清算対象取引の相手方となる DVP 参加者の承認を得て、当該担保指定証券

<p>2 (略)</p> <p>(口座系の特例)</p> <p>第94条 (略)</p> <p>2 口座系利用 DVP 参加者については、次の表の上欄に掲げる規定（この業務方法書において引用する場合を含む。）を適用する場合には、これらの規定の同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p><u>の預託の取消しに係る請求を行うことができる。この場合における機構又は日本銀行に対する振替の請求は、当社が行うものとする。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(口座系の特例)</p> <p>第94条 (略)</p> <p>2 口座系利用 DVP 参加者については、次の表の上欄に掲げる規定（この業務方法書において引用する場合を含む。）を適用する場合には、これらの規定の同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>																		
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td colspan="3">(略)</td></tr> <tr> <td>(削る)</td> <td>(削る)</td> <td>(削る)</td> </tr> <tr><td colspan="3">(略)</td></tr> </table>	(略)			(削る)	(削る)	(削る)	(略)			<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td colspan="3">(略)</td></tr> <tr> <td><u>第59条の2第2項</u></td> <td><u>当該DVP参加者ごと</u></td> <td><u>当該口座系利用DVP参加者の口座系ごと</u></td> </tr> <tr><td colspan="3">(略)</td></tr> </table>	(略)			<u>第59条の2第2項</u>	<u>当該DVP参加者ごと</u>	<u>当該口座系利用DVP参加者の口座系ごと</u>	(略)		
(略)																			
(削る)	(削る)	(削る)																	
(略)																			
(略)																			
<u>第59条の2第2項</u>	<u>当該DVP参加者ごと</u>	<u>当該口座系利用DVP参加者の口座系ごと</u>																	
(略)																			
<p>3・4 (略)</p> <p>(事務の委任)</p> <p>第98条 (略)</p> <p>2 <u>DVP参加者及び決済銀行</u>は、この業務方法書に定めるほか、前項の事務に関して同項により指定する者が当社の承認を受けて定めるところによらなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>3・4 (略)</p> <p>(事務の委任)</p> <p>第98条 (略)</p> <p>2 DVP参加者は、この業務方法書に定めるほか、前項の事務に関して同項により指定する者が当社の承認を受けて定めるところによらなければならない。</p> <p>3 (略)</p>																		

2 附 則

この改正規定は、令和2年11月24日から施行する。ただし、機構が運営するシステムの稼働に支障が生じたことにより、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和2年11月25日以後の当社が定める日から施行する。